問屋町SDGs宣言 実施要項

- 1.目的 組合員のSDGsへの取り組みスタートを促し、問屋町のSDGsに対する機運を高めるため「問屋町SDGs宣言」制度を創設する。
- 2. 内 容 組合員がSDGs達成のために「現在取り組んでいること」「これから 取り組むこと(1年以内)」を宣言し、宣言書を社内に掲示する。
- 3. 費 用 無料
- 4. 宣言のメリット
 - 一. 問屋町オリジナルの宣言書(額縁付き)が贈られます
 - 二. 問屋町オリジナルのSDGsポスターがもらえます
 - 三. 問屋町オリジナルのSDGs車両マーキングシールがもらえます
 - 四. 組合ホームページや組合広報媒体等で取り組みが広く PRできます
 - 五. 事務局のサポートを受けることができます
 - 六. お互いの取り組みを知ることにより他組合員との連携促進が期待できます
 - 七.企業イメージの向上による人材確保や新たな事業機会の創出につながります
- 5. 更 新 取り組み実績を確認するため2年ごとに更新していただきます
 - ※ 更新時期(登録の日から2年を経過する日が属する年度の末日)に なりましたら事務局から更新のご案内を差しあげます
- 6. 宣言の流れ
 - 一. 組合員が「問屋町SDGs宣言」申込用紙に必要事項を記入の上、事務局に 提出する
 - 二. 事務局で宣言内容を精査し、承認する ※内容の精査には青森大学SDGs研究センターに助言いただきます
 - 三. 承認後、事務局が作成した宣言書を宣言企業に贈る
 - 四. 宣言企業は宣言した内容に取り組み、事務局では取り組みのサポートをする
 - 五. 事務局では宣言企業を組合ホームページや組合広報媒体等で広くPRする
- 7. 個別相談 SDGsや当宣言に関してご不明な点がある組合員は、個別相談に 応じますので、事務局(TEL 738-4711 担当:五十嵐)までご連絡 ください。